

武蔵野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率(参考) B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 142,138	千円 61,749,819	千円 2,193,264	千円 8,793,395	% 14.2	% 15.0

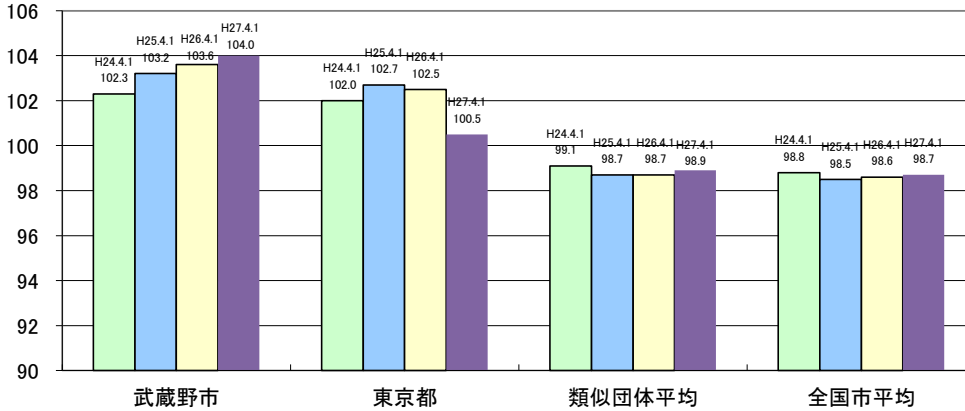
(注) 人件費とは職員給与費のほか、共済費(社会保険料事業主負担分)や、市長、市議会議員などの特別職に支給される報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)東京都 一人当たり給与費	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B			
26年度	人 736 (48)	千円 2,915,020	千円 1,153,579	千円 1,260,174	千円 5,328,773	千円 7,240	千円 7,435	千円 6,184

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数(事業団派遣職員及び公営企業等会計職員を除く)です。
3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無かった場合の値です。

※平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市は、平成26年10月に東京都給料表へ移行しましたが、移行の際の経過措置の影響により、数年間は高めに推移しています。しかし、経過措置の解消及び退職と採用の影響等により、今後は都内各市と均衡していく見込みです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)東京都の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引き下げを行いました。激変緩和のため、国と同様に3年間(平成30年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施しています。

② 地域手当の見直し

(支給割合)国基準16%に対し、武蔵野市においても16%を支給。
(実施時期)平成28年4月1日より実施。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合(H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	15%	15%	15.5%	16%
武蔵野市の支給割合	15%	15%	遡及改定なし	16%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
武蔵野市	41.3 歳	330,900 円	469,260 円	403,191 円
東京都	41.6 歳	318,513 円	454,886 円	- 円
国	43.5 歳	334,283 円	- 円	408,996 円
類似団体	42.5 歳	324,351 円	410,268 円	366,141 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
武蔵野市	51.9 歳	20 人	355,900 円	446,890 円	419,950 円	-	-	-	-
東京都	48.1 歳	1,537 人	293,483 円	397,232 円	- 円	-	-	-	-
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	- 円	328,318 円	-	-	-	-
類似団体	49.7 歳	56 人	327,399 円	374,353 円	355,622 円	-	-	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=超過勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分	武蔵野市	東京都	国
一般行政職			
大学卒	181,200 円	181,200 円	181,200 円
高校卒	143,000 円	143,000 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職				
大学卒	284,550 円	375,911 円	414,700 円	- 円
高校卒	- 円	341,800 円	- 円	- 円
技能労務職				
高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

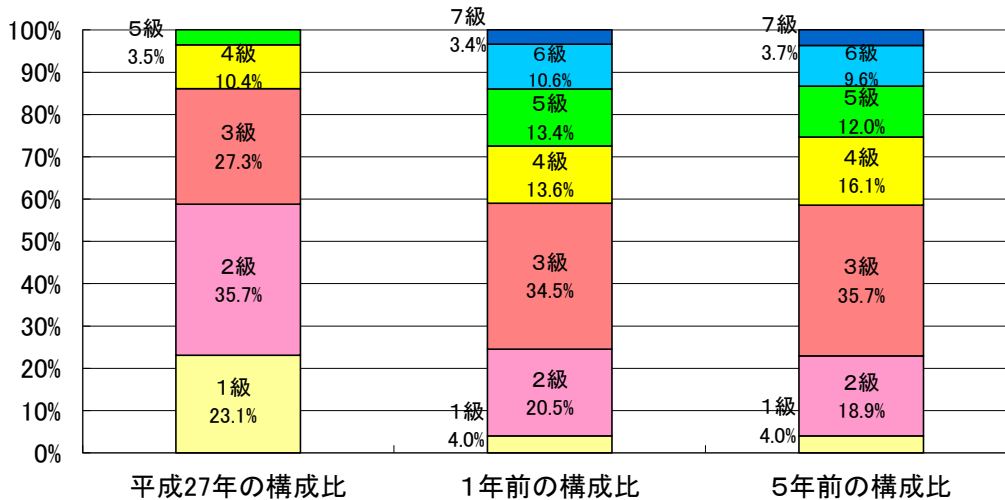
(注) 記載のない箇所は当該階層職員がいない、もしくは3人以下。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長	人 23	% 3.5	円 493,100	円 493,100
4級	課長	人 68	% 10.4	円 283,200	円 454,300
3級	課長補佐、係長	人 179	% 27.3	円 224,100	円 414,500
2級	主任	人 234(38)	% 35.7(95.0)	円 197,900	円 362,500
1級	主事	人 151(2)	% 23.1(5.0)	円 138,600	円 325,500

- (注) 1 武蔵野市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 () 内は再任用短時間勤務職員数であり、職員数には含まれない数です。
 4 3級(係長)の人数には再任用フルタイム勤務職員2人を含みます。
 2級(主任)の人数には再任用フルタイム勤務職員1人を含みます。
 5 平成22年4月1日に、1,2級を統合し、8級制から7級制に改正されました。
 6 平成26年10月1日に、1,2級を統合し、7級制から6級制に改正されました。
 7 平成27年4月1日に、3,4級を統合し、6級制から5級制に改正されました。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評価の実施状況
 地方公務員法第40条及び「武蔵野市職員の人事評価に関する規程」に基づき、毎年2月1日を評価基準日として一般職の職員について実施。
- 昇給への勤務成績の反映状況
 昇給対象者へ勤務成績の反映を実施している。（平成22年7月1日より反映）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

武蔵野市	東京都	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,633 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,734 千円	— 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(職制上の段階、職務の級等による加算措置) ・職務加算 5~20%	(職制上の段階、職務の級等による加算措置) ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(職制上の段階、職務の級等による加算措置) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

管理職員へ人事評価結果の反映を実施している（平成22年6月期より反映）
管理職員の勤勉手当基礎額から扶養手当を除外（平成23年度以降）
一般職員へ人事評価結果の反映は実施していない（休職等の勤務実績のみ反映）

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

武蔵野市			国		
(支給率) 自己都合	勤奨・定年		(支給率) 自己都合	勤奨・定年	
勤続20年 23.50 月分	23.50 月分		勤続20年 20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年 31.50 月分	31.50 月分		勤続25年 29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年 45.00 月分	45.00 月分		勤続35年 41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額 45.00 月分	45.00 月分		最高限度額 49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%) (退職時特別昇給 4号給 公務上死傷病)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%)		
1人当たり平均支給額 8,764 千円	21,336 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)			496,256 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			585,948 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
武蔵野市	15 %	892 人	15 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)			104.0 (104.0)

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数です。
(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出した指数です。)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		181 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		21,960 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		1.0 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
動物死体取扱手当	環境部職員	損傷の著しい動物の死体処理に従事した場合	2千円	1件当たり400円
危険業務手当	総務部総務課、財務部管財課、同部施設課、環境部クリーンセンター、同部下水道課、同部緑のまち推進課、都市整備部の職員	建設現場その他の高さ10メートル以上の足場の不安定な箇所又はこれに準ずる箇所において、工事監督又は検査を行う業務	1千円	日額230円
	財務部施設課、都市整備部建築指導課の職員	高さ10メートル以上のエレベーターの検査を行う業務		
	総務部総務課、財務部施設課、環境部下水道課、同部緑のまち推進課、都市整備部の職員	酸素欠乏のおそれのある箇所において、作業又は工事監督を行う業務		
緊急出動手当	全職員	風水、火災、地震等非常時における緊急対策のため出動し、当該作業に従事した場合	163千円	1回当たり1,500円
変死人取扱手当	健康福祉部職員	変死人の死体処理に従事した場合	15千円	1体当たり3,000円

(5) 超過勤務手当

支給実績 (26年度決算)	481,270 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	637 千円
支給実績 (25年度決算)	462,402 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	615 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上超過勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 14,000円 欠配第1子 14,000円 その他 7,300円 ※16歳から22歳の子に対する手当加算額 4,100円	異なる	配偶者 13,000円 欠配第1子 11,000円 扶養親族 6,500円 ※16歳から22歳の子に対する手当加算額 5,000円	72,388 千円	259,453 円
住居手当	世帯主又はこれに準ずる者で下記条件をすべて満たすものに15,000円を支給 ・当該年度末35歳未満のもの ・自ら居住するために住宅を借受け、家賃等を負担するもの	異なる	賃貸住宅支給限度額 27,000円	12,587 千円	179,808 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用しその運賃を負担することを常例とする職員又は自転車等の交通用具を使用することを常例とする職員に支給 ①交通機関利用者 運賃相当額(鉄道利用については6ヶ月定期代金を一括支給) ②交通用具使用者 使用距離に応じて支給(2,600～15,000円) ※1ヶ月あたりの限度額55,000円	異なる	交通用具使用者の支給額 【国】 2,000～31,600円	92,356 千円	110,079 円
管理職手当	部長級 102,800円 参事級 93,500円 課長級 84,000円 副参事級 75,100円	異なる	俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	86,674 千円	1,057,005 円
休日勤務手当	1時間につき135/100を支給	同じ	-	- 千円	- 円

(注) 休日勤務手当の支給額は超過勤務手当に含まれています。

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市 長	1,030,000 円	(参考)東京都26市における最高/最低額 1,100,000 円 / 839,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,070,000 円 / 465,500 円	
	副 市 長	865,000 円	940,000 円 / 717,000 円	879,000 円 / 481,000 円	
	監 査 委 員	700,000 円	700,000 円 / 680,000 円	- 円 / - 円	
	教 育 長	810,000 円	850,000 円 / 648,000 円	- 円 / - 円	
報 酬	議 長	670,000 円	730,000 円 / 477,000 円	760,000 円 / 432,000 円	
	副 議 長	600,000 円	660,000 円 / 439,000 円	670,000 円 / 390,000 円	
	議 員	550,000 円	590,000 円 / 418,000 円	620,000 円 / 355,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長 監 査 委 員	(26年度支給割合) 4.20 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 4.20 月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	給料月額×勤続年数×400/100	16,480,000 円	退職時	
	監 査 委 員	給料月額×勤続年数×300/100	10,380,000 円	退職時	
	教 育 長	給料月額×勤続年数×270/100	7,560,000 円	退職時	
	教 育 長	給料月額×勤続年数×270/100	6,561,000 円	退職時	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長、副市長及び監査委員は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 2 現市長が退職する場合に支給する退職手当の支給率は130/100です。
 3 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられました。

6 職員数の状況

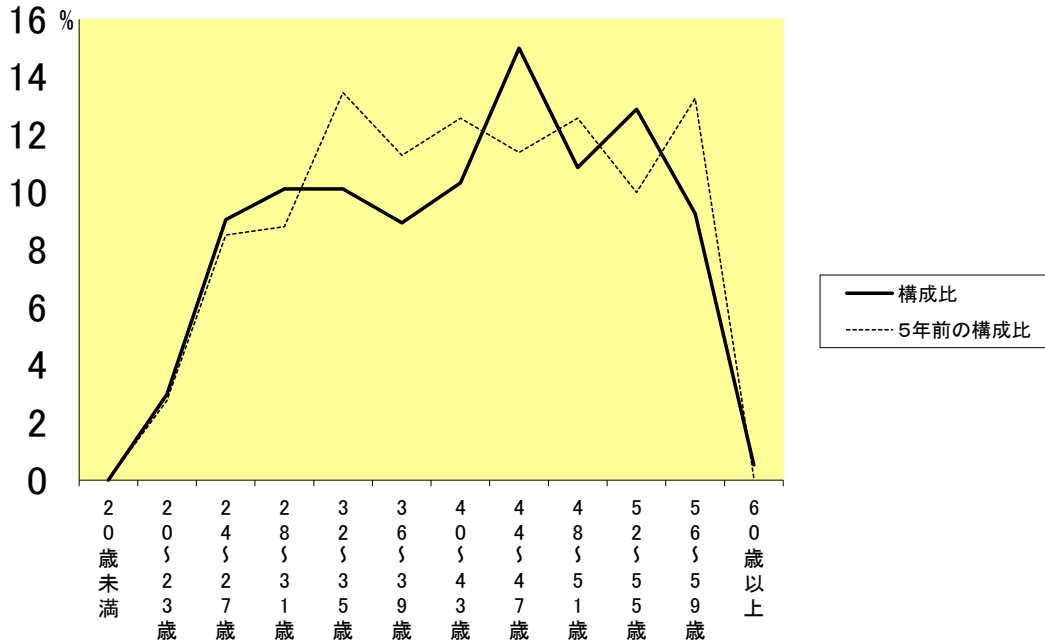
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位 人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議 会	10	10	0	
	総 務 企 画	221	225	4	増:マイナンバー制度対応、放課後施策推進対応による 減:事務の縮小による
	税 務	61	62	1	増:一時的増員
	民 生	255	248	△ 7	増:生活困窮者自立支援制度対応による 減:平成23年4月以降の保育所外部移管に伴う退職者不補充
	衛 生	73	71	△ 2	増:環境啓発施設準備対応による 減:緊急対応業務の委託化による
	一 般 行 政 部 門	1	1	0	
	農 林 水 産	3	3	0	
	商 工	8	9	1	増:プレミアム商品券対応による
	土 木	119	118	△ 1	増:文化開館改修への対応 減:事務の縮小による
	小 計	751	747	△ 4	<参考> 人口10,000人当たり職員数52.27人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数47.12人)
教 育 部 門	109	106	△ 3	増:一時的増員 減:派遣の解消による	
小 計	860	853	△ 7	<参考> 人口10,000人当たり職員数59.69人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数63.75人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道	25	23	△ 2	減:水道施設設計監理業務委託化による
	下 水 道	13	14	1	増:一時的増員
	そ の 他	47	50	3	増:介護保険制度改正への対応による 減:一時的増員の解消
	小 計	85	87	2	
合 計		945	940	△ 5	<参考> 人口10,000人当たり職員数65.78人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を有する休職、事業団への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員等を除きます。
 2 []内は、条約定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数平成27年	0人	28人	85人	95人	95人	84人	97人	141人	102人	121人	87人	5人	940人
職員数5年前	0人	28人	86人	89人	92人	114人	127人	115人	127人	101人	134人	1人	1,014人

(3)部門別職員数の推移

(各年4月1日現在、単位、人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
一般行政	職員数	766	753	742	751	747
	増減	△11	△13	△11	9	△4
教育	職員数	125	119	120	109	106
	増減	△13	△6	1	△11	△3
公営企業等会計	職員数	93	91	89	85	87
	増減	△6	△2	△2	△4	2
計	職員数	984	963	951	945	940
	増減	△30	△21	△12	△6	△5

【参考】第6次職員定数適正化計画

市では、平成7年度からの職員定数適正化計画で107人、平成12年度からの新職員定数適正化計画で145人、平成16年度からの第3次職員定数適正化計画で101人、平成19年度からの第4次職員定数適正化計画では100人及び平成22年度からの第5次職員定数適正化計画では180人の職員の定数を削減してきました。平成25年度から4カ年の第6次職員定数適正化計画では140人の職員の定数削減を旨とします。